平成２１年（フ）第３３２号
埼玉県行田市本丸19番23号
債務者　長谷川紀生
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　自在　　暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第１８４１号
京都府向日市物集女町出口39番地の１　グリーンヒル冨田302号室
債務者　奥田　昭之
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８号
大分市大字東上野10番地の８ハイツ東上野Ｄ棟
債務者　森　　ユカ
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３６５号
大分市大字三芳1534番地の１アルテールサイドＢ102
債務者　足達　睦代
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北園　勝蔵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３９８号
大分市大字三芳1534番地の１アルテールサイドＢ102
債務者　足達　仁美
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北園　勝蔵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第２６３号
三重県いなべ市藤原町西野尻1073番地、前住所三重県桑名市相川町66番地
債務者　水谷　時子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　一孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２４８号
神戸市中央区港島中町３丁目２ポートアイランド団地65号棟204、住民票上の住所兵庫県芦屋市茶屋之町11番11号、前住所神戸市東灘区青木５丁目８番７号
債務者　井藤　信哉
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　行夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６２９号
兵庫県西宮市今津真砂町１番13―503号
債務者　田本　隆行
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　行夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２１２１号
愛知県日進市赤池南１丁目1712番地
債務者　横地　辰子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白樫　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月26日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８９２号
大分県別府市上田の湯町３番３号　コーポＴＯＹＯ202号
債務者　横山　　茂
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　信之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３２６号
大分市羽屋539―１、住民票上の住所大分市大字荏隈136番地の６
債務者　岐部　俊幸
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井雄一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月27日午後４時
5　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第６３号
愛媛県今治市神宮甲122番地１、旧住所愛媛県今治市泉川町１丁目１番25号
債務者　木下　　豊
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２５７号
山形県天童市長岡北４丁目２番33号　スワハイツＡ棟106号
債務者　小野　直人
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６５号
山形市大字十文字451番地
債務者　横山　洋一
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６８号
山形県天童市南小畑６丁目４番32号
債務者　伊藤　元子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７８号
山形県寒河江市大字寒河江字赤田146番地の３　レオパレスフルールⅡ208
債務者　山上　　梢
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３００号
山形市和合町２丁目１番３号
債務者　小林　真司
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
山形地方裁判所民事部